

■議案第 76 号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

東日本大震災被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 30 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 113 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年総務省令第 44 号)が、平成 23 年 4 月 27 日に公布されたことに伴い、関係する事項について四万十町税条例の改正を行うもの。

【条例改正の内容】

地方税法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 30 号)等が公布されたことに伴い、次の内容に関する 3 条を附則に追加する。

1. 雑損控除の特例に関する事項(附則第 22 条関係)

東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、通常なら 23 年中の損失のため 24 年度住民税控除の該当となるところだが、納税義務者の選択により、平成 23 年度住民税での適用を可能とすることに供なうもの。(震災による損失を 22 年分雑損控除の対象として可能とするために必要事項を規定)

2. 住宅借入金等特別税額控除の特例に関する事項(附則第 23 条関係)

住宅ローン控除の対象住宅が大震災により滅失等しても、残存期間の継続適用を可能としたことに供なうもの。(根拠となる法令の読み替えを規定)

3. 固定資産税の特例に関する事項(附則第 24 条関係)

東日本大震災により損壊等した家屋の敷地について、住宅用地に対する課税標準の特例を受けていた場合に、平成 33 年度まで特例対象とすることに供なうもの。(対象となるための申告手続き等を規定)

参考 【東日本大震災被災者に対する地方税各種措置】

※ 個人住民税

1. 雑損控除の特例

① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成 23 年度住民税での適用を可能とする。

② 繰越し可能期間を 5 年とする。(現行 3 年)

2. 被災事業用資産の損失の特例

① 22 年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。

3. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成 25 年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

※ 法人事業税・法人住民税

1. 法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

2. 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

※ 固定資産税・都市計画税

1. 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

2. 被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

3. 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

4. 被災代替家屋の特例

大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

5. 被災代替償却資産の特例

大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

※ 不動産取得税

1. 被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

2. 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

※ 自動車取得税

1. 被災代替自動車の取得の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

※ 自動車税・軽自動車税

1. 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。